

平成19年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により算定した。

(1) 標準生計費の費目の内訳

標準生計費は、次の各費目に分類して算出しているが、各費目の内容は、それぞれの家計調査の大分類項目に対応する。

食 料 費	………	食料
住 居 関 係 費	………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服 ・ 履 物 費	………	被服および履物
雑 費 I	………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II	………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人から5人世帯については、家計調査の大津市勤労者世帯における平成19年4月の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成16年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成19年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

（参考） 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成18年1月～12月の家計調査の全国の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子供で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

（注） 家計調査の大津市における集計世帯数は93世帯